



鳥取県公報

平成18年9月29日(金)
号外第141号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 (82) (障害福祉課)	1
-----	---	---

——公布された規則のあらまし——

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 障害者自立支援法の一部(法律制定後未施行であった部分)が施行され、知事が指定する相談支援事業者から当該指定に係る相談支援を受けたときは、市町村は対象障害者等に対し、サービス利用計画作成費を支給することとされた。
- (2) (1)に伴い、指定相談支援事業者の指定に係る申請書の様式等について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 指定相談支援事業者の指定に係る申請書の様式は、既存の様式(指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請書の様式)に当該申請に係る必要事項の記載欄を設けたものとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

- 施行期日は、平成18年10月1日とする。
- (1)の様式を使用して行う手続は、施行期日前においても行うことができる。

規 則

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第82号

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県障害者自立支援法施行細則(平成18年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、

改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定に係る申請等) 第2条 法第36条第1項(法第40条(法第41条第4項において準用する場合を含む。))又は第41条第4項において準用する場合を含む。))又は第38条第1項(法第41条第4項において準用する場合を含む。))の規定による申請は、様式第1号による申請書を提出してしなければならない。 2 法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定を受けた者又は法第32条第1項の規定による指定相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p><u>(指定障害福祉サービス事業者等の指定の変更に係る申請)</u> 第2条の2 法第37条第1項又は第39条第1項の規定による指定の変更の申請は、様式第1号の2による申請書を提出してしなければならない。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等に係る変更等の届出) 第3条 略 2 法第46条第2項の規定による届出は、様式第3号の2による届出書を提出してしなければならない。 3 略</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示) 第4条 法第51条の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。</p> <p>(1) 法第29条第1項若しくは第32条第1項の規定による指定、法第46条第1項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同項に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)、法第47条の規定による指定の辞退又は法第50条第1項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。))の規定による指定の取消し(以下「指定等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者又は指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地又は施設の名称及び設置の場所 (3) 指定等を行った年月日 (4) 指定等に係る障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの種類(指定相談支援事業者の場合を除く。)</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定(更新)申請書 指定相談支援事業所</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 所在地 (事業者・設置者) 名称 代表者 印</p> <p>指定障害福祉サービス事業所(指定障害者支援施設・指定相談支援事業所)の指定(指定の更新)を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p>	<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定に係る申請等) 第2条 法第36条第1項又は第38条第1項の規定による申請は、様式第1号による申請書を提出してしなければならない。 2 法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等に係る変更等の届出) 第3条 略 2 略</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の指定等の公示) 第4条 法第51条の規定による公示(指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。))は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。</p> <p>(1) 法第29条第1項の規定による指定、法第46条第1項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同項に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。))の受理又は法第50条第1項の規定による取消し(以下「指定等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地 (3) 指定等を行った年月日 (4) 指定等に係る指定障害福祉サービスの種類</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 所在地 (事業者・施設) 名称 代表者 印</p> <p>指定障害福祉サービス事業所(指定障害者支援施設)の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p>

略							
略							
同一所在地において行う事業等の種類	5	実施事業	申請をする事業等の事業開始予定年月日	様式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
指定(二)指定の更新(一)を受けようとする事業所・施設	指定障害福祉サービス事業所						
	指定障害者支援施設						
	指定相談支						
事業所番号	6	同一の法律において既に指定を受けている場合					

注

- 1～3 略
- 4 5の欄は、新たに申請する事業等又は既に指定を受けている事業等の種類を「指定障害福祉サービス事業所」又は「指定障害者支援施設」の欄に記載すること。その際、新たに申請する事業等にあつては 8の欄に事業の開始予定年月日を記載し、既に指定を受けている事業等にあつては 9の欄に を付けること。
- 5 10の欄は、本県において既に事業所(施設)としての指定を受け、番号が付されている場合に、「事業所番号」の左側に事業等の種類を、その右側の欄にその事業所番号を記載すること。複数の番号が付されている場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載すること。

添付書類

- 1 別紙(9の欄に を付ける場合に限る。)
- 2 指定を受けようとする事業等の種類に応じて知事が別に定める書類

(別紙) 略

略							
略							
同一所在地において行う事業等の種類	5	実施事業	申請をする事業等の事業開始予定年月日	様式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
指定(二)指定の更新(一)を受けようとする事業所・施設	指定障害福祉サービス事業所						
	指定障害者支援施設						
	指定相談支						
事業所番号	6	同一の法律において既に指定を受けている場合					

注

- 1～3 略
- 4 5の欄は、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業等の種類を記載し、該当する欄に「 」を付け、該当する事項を記載すること。この場合、様式欄には、添付書類2の「福祉保健部長が別に定める書類」の付表番号を記載すること。
- 5 6の欄は、本県において既に事業所(施設)としての指定を受け、番号が付されている場合に、「事業所番号」の左側に事業等の種類を、その右側の欄にその事業所番号を記載すること。複数の番号が付されている場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載すること。

添付書類

- 1 別紙(他の法律において既に指定を受けている場合に限る。)
- 2 指定を受けようとする事業等の種類に応じて福祉保健部長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する当該事務の委任を受けた鳥取県部等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置される福祉保健部の長をいう。以下同じ。)が別に定める書類

(別紙) 略

様式第1号の2 (第2条の2関係)

変更指定申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 所在地
(事業者・設置者) 名称
代表者

印

次のとおり指定の変更をしたいので申請します。

事業所番号																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請者 (設置者)	フリガナ																			
	名称																			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号) 県 郡・市																		
	法人の種類 1								法人所轄庁 2											
	電話番号								ファックス番号											
	代表者の職・氏名	職	名															フリガナ		
	代表者の住所	(郵便番号) 県 郡・市																		
事業所 (施設)	フリガナ																			
	名称																			
	所在地	(郵便番号) 県 郡・市																		

変更する事項		変更の内容
生活介護の場合		(変更前)
1	事業所の平面図及び設備の概要	
2	利用者等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	
3	利用定員	
就労継続支援B型の場合		
4	事業所の平面図及び設備の概要	
5	従業者の勤務の体制及び勤務形態	
6	利用定員	
施設障害福祉サービスの種類を変更する場合		(変更後)
7	提供する施設障害福祉サービスの種類	
8	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	
9	利用者の推定数	
10	従業員の勤務の体制及び勤務形態	
施設障害福祉サービスに係る入所定員を増加する場合		
11	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	

